

インセンティブ契約制度実施のお知らせ

平成26年10月1日から、本処の契約においても「**インセンティブ契約制度**」(以下、本制度という。)の適用が可能となりました。

本制度は、装備施設本部(中央調達)(以下、「装本」という。)のみで実施されていましたが、昨年、以下のような改善が行われ、同年10月から装本で施行され、地方調達においてもこの度、導入されることになったものです。

- ①申請方法の多様化による企業等におけるリスクの低減
- ②インセンティブ料の引き上げ
- ③コスト削減額が20%を超えた場合の随意契約化

これに伴い、9月中に**入札及び契約心得の改正**及び「**インセンティブ契約制度に関する特約条項**」の**新規制定**を行い、本HPに掲載しますので、ご確認よろしく申し上げます。

「インセンティブ契約制度に関する特約条項」

「インセンティブ契約制度に関する特約条項」は、契約書に付しただけでは、特に申請又は申告(コスト削減)の義務が生じるものではありません。

本制度は、この特約条項が付された契約に関する新たなコスト削減策がある際に、**企業側の自由意思に基づき**、本制度の適用を受けるための申請又は申告を行っていただき、これが採用又は認定された場合は、「インセンティブ料」を得ることができるというものです。

(※コスト削減率等の条件に合致した場合は、更に「以降の契約において随意契約の相手方となる権利」を得ることも可能)

「インセンティブ契約制度に関する特約条項」

平成26年10月1日以降に契約する製造請負又は役務請負でかつ、加工工程を要する契約であって、その予定価格を原価計算方式によって算定したもの(※)を締結する場合には、「インセンティブ契約制度に関する特約条項」を適用させていただきます。

(上記以外の契約においても、ご希望により本特約条項の適用が可能です。)

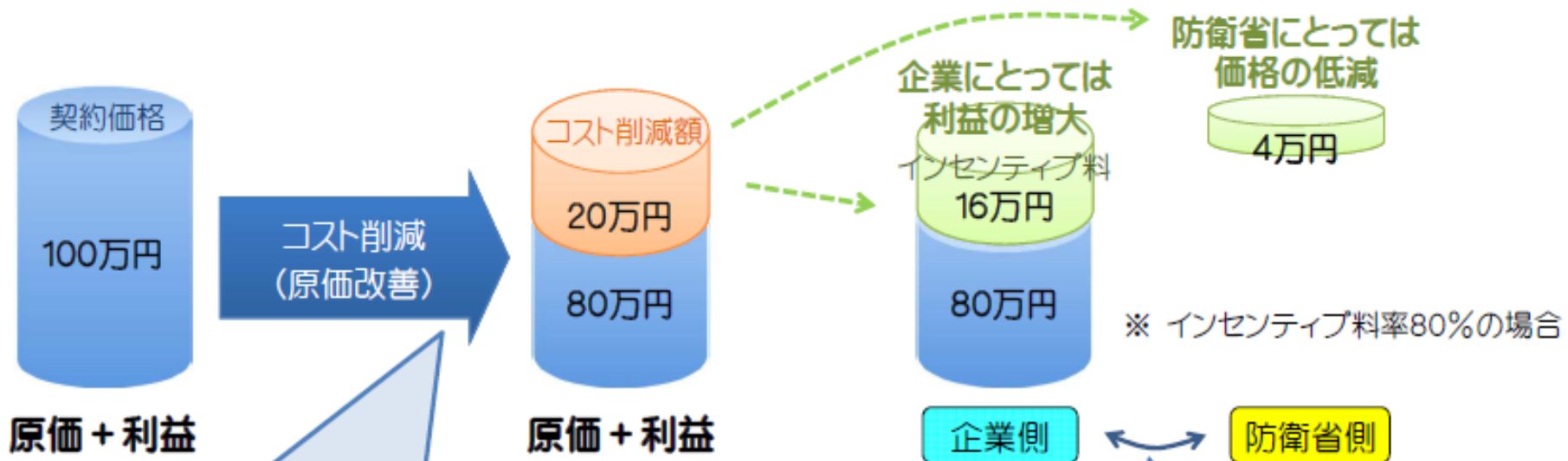
ご協力をお願い致します。

※本特約条項の付すか否かについては、一般競争については公告に記載します。随意契約については、商議の際に契約課担当職員にお問い合わせください。

インセンティブ契約制度の概要

企業からコスト低減に向けた意欲を引き出すため、企業が契約締結時に念頭に置いていなかった技術等によるコスト削減策を提案し、防衛省に採用された場合に、コスト削減効果の一部をインセンティブ料としてコスト削減後の契約価格に加算する制度

● 原価改善前の契約価格 -----> ● 原価改善後の契約価格



原価改善とは・・・

- 契約の締結時に念頭に置いていなかった技術又はアイデア・製造ノウハウに基づく工程の変更
- 契約締結時の想定されなかった習熟度・歩留率の改善による生産効率の向上

価格の低減と利益の増大を両立



Win-Winの関係

インセンティブ適用料率

適用方式		採用決定日又は認定日から契約締結日までの経過年数					
		1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超 (注)
原価改善提案方式 (コスト削減額確約 型)	削減割合5パーセント以 下の部分	90	85	80	75	70	55
	削減割合5パーセント超 の部分	100	95	90	85	80	
原価改善提案方式 (コスト削減額事後確定型)		80	75	70	65	60	55
原価改善申告方式(事後申告型)		55	55	55	55	55	55

注:コスト削減額の割合が10%を超える場合、10%増すごとに1年を加算する

申請又は申告に際してのお願い

・円滑な処理及び原価改善前後の状態、コスト削減額等の確認のため申請書を作成・提出する前に、予定がある場合は、事前に、契約課まで御一報ください。(申告であっても原価改善に着手する前に御一報ください。結果的に申告に至らなくても問題ありません。)

・申請書又は申告書を受理した後、説明(会議方式での説明会等を含む。)を依頼した際は、速やかな対応、ご協力をよろしくお願い致します。

関連規則等

- ・インセンティブ契約制度について(通達)(防経装第9132号。25.6.28)
- ・インセンティブ契約制度実施要領に関する細部事項について(通知)
(防経装第13140号。25.9.30)

(防衛省HPにて閲覧することができます。)